

## 県産材搬出機械化支援事業実施要領の運用について

制定：平成 23 年 7 月 14 日 県材第 576 号  
改正：平成 23 年 8 月 1 日 県材第 725 号  
改正：平成 26 年 5 月 1 日 県材第 493 号  
改正：平成 27 年 4 月 1 日 県材第 204 号  
改正：平成 28 年 4 月 1 日 県材第 226 号

### 第 1 高性能林業機械等について

補助対象となる高性能林業機械等とは、ハーベスタ・プロセッサ・タワーヤーダ・スイングヤーダ・フォワーダおよびグラップル付きバックホウ（ザウルスロボ含む）・グラップル付きトラックとする。なお、アタッチメントのみの賃借は対象としない。

作業路開設用等のバックホウ、間伐材等搬出用のトラックについては汎用性が高いため対象外とする。

貸出を目的として補助事業により導入された機械の賃借は対象外とする。

本事業によりレンタルした機械を転貸することはできない。

### 第 2 利用計画書の作成等について

実施主体は、利用間伐等の計画に基づき、年間の高性能林業機械の利用計画を作成することとする。

また、第 6 の利用計画書と併せて要望額に対する根拠資料（レンタル会社の見積書等）を添付する。

なお、見積書等の徴収においては、二者以上から行い、いずれか安価な方を要望額とする。

### 第 3 補助対象事業について

要領第 4 における法律に基づく伐採とは、伐採届を提出して利用間伐等を実施する場合とする。

要領第 4（2）における事業には、（独）森林総合研究所森林農地整備センターが実施する事業を含む。

### 第 4 事業実施主体について

要領第 3 における民間の素材生産事業体のうち、「林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条に基づく事業主（認定事業体）」については、事業実施主体に含めないものとする。

また、協業体については、受益者数が 3 戸以上であることとし、次のことについて整備していることとする。

1. 規約（素材生産に関する運営や活動について記載があるもの）
2. 林業者等の名簿
3. 協業体代表者等の預金通帳

## 第5 補助対象の要件について

補助対象として、要領第4に定めるもののほか、以下のことを要件とする。

1. 間伐材生産量について、施業地1ha当たり概ね70m<sup>3</sup>以上の間伐材を搬出すること。
2. 年間の素材生産量が、3,000m<sup>3</sup>未満の事業体とする。

## 第6 計画の変更について

事業実施主体は、次の1または2に該当する場合は、要領第7の規定に準じて手続きをとるものとする。

ただし、事業実施主体の都合により、補助事業の実施が困難となった場合は、当該年度から起算して2年間は本事業の採択を受けることはできない。

- 1 補助金額の20%を超える増減
- 2 実施主体の変更

## 第7 補助対象事業費等について

補助対象事業費は、1回のレンタルにおける契約金額（税抜き価格）とする。

複数の高性能林業機械等を同時期にレンタルした場合は機械ごとに別契約とする。

要領第4の(1)における運搬費は、レンタル会社から利用間伐等を実施する現場までの1往復とし、レンタル期間内に発生する現場間の移動に要する経費は対象としない。

## 第8 その他

事業実施主体は、補助事業を実施した年度末に県が実施するアンケート調査に協力すること。

- 附 則
- この運用は、平成23年7月14日より適用する。
  - この運用は、平成23年8月1日より適用する。
  - この運用は、平成26年4月1日より適用する。
  - この運用は、平成27年4月1日より適用する。
  - この運用は、平成28年4月1日より適用する。